

# 国労東北自動車支部

## 第2回

# 東北交運労協 バス部会開催



9月13日(火) 仙台市茂庭荘において、東北交運労協第2回バス部会が開催され、2015年度「運輸局要請に対する回答」と2016年「東北運輸局への制度・政策要求のとりまとめ」などを協議・確認し、終了しました。

冒頭、小池部会長(私鉄総連)より「台風が接近している中、お集まりいただき感謝申し上げます。本日は運輸局に対するとりまとめが中心になるが、しっかりと議論をしてもらって良いものになりたい。」と挨拶しそのまま座長に就任、議事に入りました。藤岡事務局長(私鉄総連)が第1回バス部会の確認事項と8月18日以降、各単産に配布されていた「2016年制度・政策要求素案」

1. 地方バス維持及び活性化
2. バスの利便性向上
3. 貸切りバスについて
4. 自動車運送事業者に対する監査のあり方

5. バス運転者の確保・育成について提起がなされました。特に軽井沢スキーバス事故もあり「改善基準告示の検証や運転士の賃金・労働条件の改善を含めた実効性のある要員不足対策を関係部署と連携して取り組むこと。」などこれまで要請内容より一歩踏み込んだものとなっています。また、6月3日に発表された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の講ずべき事項や実施の目途についても報告がされました。各委員からは「貸切り稼働はむしろ低下しているし、ガイドレスになつてワンマン貸切りが多くなつている。貸切り自体、学校はあつても一般は減っている。罰則金1億円と言つても今までの100万円自体、どれだけののか疑問。」「罰則の強化、監査要員の増員とか事後チェックも含めて求めているが誰でも参入できるではダメだ。ちゃんとクリアしたところでないとならぬ」といふところまで踏み込んでい

発 責  
北山修司  
編 責  
教 宣 部  
NO,97  
2016.9.16

国労加入  
で職場を  
変えよう

第71回定期地方大会  
9月25日(日)〜26日(月)  
松島町・ホテル大観荘

## JR 東日本グループ共済会から支給!

台風10号に見舞われた出向社員・バス社員が水震火災その他の非常災害により住居または家財に損害を受けた場合、災害見舞金が支払われます。

対象者は市町村長等が発行する「災証明」と総務担当者から「災害見舞金申請書」に必要事項を記入し勤務箇所長に提出してください。

残念ながら契約社員は対象になりません。(社員持株会同様社員共済会が適用されていないため。)

\*標準報酬月額に下記月数を乗じて出した金額

「災証明書」による損害の程度	支給月数または金額
全壊または全焼	3カ月
大規模半壊または半焼	2カ月
半壊または部分焼	1カ月
一部損壊またはボヤ程度の火災	0.5カ月
家財にのみ損壊を受けたとき	5万円
床上浸水	2カ月
床下浸水	0.5カ月

る。」「など検討委員会に対する不満の声が多く出されました。休憩後、15時より学習会を開催。講師に都市交通局自動車部輸送課の高橋運行計画係長より「仙台市営地下鉄東西線開業に伴う路線再編」について話がされ、市民から結果を求められる厳しい状況を訴え、質疑応答後、全日程を終了しました。

以上